

# 八王子市公共基準点管理保全要綱

八王子市

## 目 次

|                    |   |
|--------------------|---|
| (目的) .....         | 2 |
| (用語の定義) .....      | 2 |
| (公共基準点の使用手続) ..... | 2 |
| (現況調査) .....       | 2 |
| (工事施工の届出) .....    | 2 |
| (一時撤去及び移転) .....   | 2 |
| (機能の回復) .....      | 2 |
| (機能回復の施工者) .....   | 3 |
| (設置工事) .....       | 3 |
| (機能回復等の従事者) .....  | 3 |
| (費用の負担) .....      | 3 |
| (廃点) .....         | 3 |
| (その他) .....        | 3 |
| 附 則 .....          | 3 |

## 八王子市公共基準点管理保全要綱

(目的)

第1条 この要綱は、八王子市が管理する測量基準点（以下「公共基準点」という。）の一般的取扱い及び管理保全に関して必要な事項を定め、その管理保全を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共基準点 測量法（昭和24年法律第188号。以下「法」という。）の規定に基づき設置した1級基準点、2級基準点、3級基準点及び相当精度の基準点のうち、八王子市が指定したものをいう。
- (2) 公共基準点管理者 公共基準点の所有者又は管理者をいう。
- (3) 工事施工者 工事を施工しようとする企業者又は工事請負者をいう。
- (4) 土地所有者等 土地又は建物の所有者及び管理者をいう。

(公共基準点の使用手続)

第3条 公共基準点を使用して測量を実施しようとする者は、事前に公共基準点管理者である八王子市へ申請し、使用承認を受けなければならない。

2 前項の規定により、公共基準点を使用した者は、八王子市へ使用結果（以下「使用結果」という。）を報告しなければならない。

(現況調査)

第4条 公共基準点を使用する者は、測量に関する現況調査（以下「現況測量」という。）を実施し、速やかに八王子市に報告しなければならない。

(工事施工の届出)

第5条 公共基準点の付近でその効用に支障をきたすおそれのある工事を施工する工事施工者は、あらかじめ工事施工届出書を八王子市に提出し、八王子市の指示に基づく公共基準点の保全に必要な措置を講じなければならない。ただし、公共基準点の一時撤去・移転の承認申請又は協議をする場合は、工事施工届出書の提出を省略することができる。

2 八王子市は、前項の届出を受けた場合において、公共基準点の機能保全のため、事前及び事後の比較観測（以下「確認測量」という。）等の必要措置を講ずるように指示することができる。

3 工事により、公共基準点の効用に支障をきたした場合は、工事施工者は八王子市と協議し、復旧の承認を受けなければならない。

(一時撤去及び移転)

第6条 工事施工者が、公共基準点を一時撤去又は移転する必要がある場合には、あらかじめ八王子市に申請し、承認を受けなければならない。

2 土地所有者等の都合により公共基準点を一時撤去又は移転する必要がある場合は、土地所有者等は八王子市と協議するものとする。

(機能の回復)

第7条 工事施工者が公共基準点を一時撤去、滅失、き損、移転等により、その効用に支障をきたした場合、既設と同等の精度を有する公共基準点の再設置工事（以下「再設置工事」という。）

をするものとする。

- 2 工事施工者以外の者が、故意又は過失により公共基準点を滅失し、又はき損した場合は、前項の規定を準用する。

(機能回復の施工者)

第8条 前条に定める再設置工事は、公共基準点の機能に支障をきたす原因となる行為をした者(以下「原因者」という。)が行わなければならない。

- 2 測量成果の国土地理院への送付等は、法第36条、法第37条第3項、法第40条に基づき八王子市が行う。

(設置工事)

第9条 原因者は、公共基準点の再設置工事に当たっては位置及び施工方法等について、事前に八王子市と協議しなければならない。

- 2 測量標等は、既設のものを再度使用するものとする。
- 3 前項の場合において既設の測量標等が使用不可能な場合は、八王子市と協議の上、変更することができる。
- 4 再設置工事がしゅん工したときには、原因者は速やかに八王子市にしゅん工届を提出し、検査に合格しなければならない。

(機能回復等の従事者)

第10条 使用結果の作成及び現況調査を行う場合は、法第48条に定める測量士若しくは測量士補又は土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)に定める土地家屋調査士のいずれかに行わせなければならない。

- 2 確認測量及び再設置工事を行う場合は、法第48条に定める測量士又は測量士補のいずれかに行わせなければならない。

(費用の負担)

第11条 使用結果の作成の費用、現況調査の費用、確認測量の費用及び再設置工事の費用(既設公共基準点の取壊し費用を含む。)は、原則として原因者の負担とする。

(廃点)

第12条 測量標の復旧及び維持管理が困難と八王子市が判断した場合は、「廃点」とすることができる。

(その他)

第13条 この要綱の施行について必要な事項は、運用基準に定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。